

まちなか工房利用規約

1 まちなか工房の概要

- (1) 名 称 : まちなか工房 (CHU-BORN)
- (2) 所 在 地 : 前橋市千代田町二丁目 8-11
- (3) 面 積 : まちなか工房 1 階 104.71 m²のうち 61.78 m²
- (4) 設置目的 : 前橋まちなかのにぎわい創出を目的として、飲食店営業や起業等のトライアルができる環境を提供し、まちなかの魅力の発信につながる支援を行う。

2 利用日・時間

- (1) 利 用 日 : 原則として通年利用可。ただし、(公財)前橋市まちづくり公社で指定する利用についてはそれらを優先します。
- (2) 利用期間 : 原則 1 日～3 か月程度まで。詳細については相談のうえ決定する。
- (3) 利用時間 : 原則、午前 9 時から午後 10 時まで。それ以外の時間帯は要相談。
※利用時間とは、準備から片付けまで全ての時間を含みます。

3 受付場所・時間

- (1) 受付場所 : (公財)前橋市まちづくり公社 まちづくり推進課
住所 前橋市千代田町二丁目 8-12
電話 027-289-5565 (担当直通)
- (2) 受付時間 : 執務時間内 (平日 9:30～18:15)
- (3) 受付開始

①飲食営業等(厨房利用)を目的とした利用の場合

利用希望日の 3 ヶ月前の月の初日 (当該日が休業日の場合は、次の営業日) から先着順に行います。下記に記載している保健所への申請期間があるため、原則として利用希望日の 1 ヶ月前までに受付をしてください。

②厨房を利用しない会議等での利用

利用希望日の 1 ヶ月前の月の初日 (当該日が休業日の場合は、次の営業日) から先着順に行います。

4 利用内容

施設内の厨房設備等を使い、飲食に関連した様々な用途での利用が可能です。

(1) 主な利用内容

- ①施設内厨房と客席スペースを使った飲食店営業。
- ②創業体験、チャレンジショップでの利用。
- ③業者向け展示会や料理人研修会の開催。
- ④その他、飲食に関連した各種事業やイベント開催。

(2) 利用条件

〈飲食営業での利用条件〉

①前橋市保健所より食品営業の許可書を交付された方。

②食品営業賠償保険への加入。

※保険加入を証する保険証券等の写しをご提出いただきます。

〈その他〉

- ・多量の調理油を使つての調理や食材から油分が大量に出る飲食物を取り扱つての利用はできません。
- ・グリストラップの清掃を必ず行ってください。
- ・施設の利用は申込者とし、第三者へ利用させることはできません。
- ・飲食等の営業行為を伴わない会議や控室等で連続する日での利用を希望する場合は、ご相談ください。

(3) 厨房設備

別紙、「厨房機材リスト」のとおり

5 施設利用料

まちなか工房の利用には、下記利用料がかかります。

【利用料金】

	区 分	貸出単位	料 金
使用料	厨房利用あり	1 日	3, 0 0 0 円／日
		1 週間	2 0, 0 0 0 円／週
		1 か月	6 0, 0 0 0 円／月
	厨房利用無し	1 日	1, 0 0 0 円／日

※光熱水料費・管理費含む。

※保健所への申請料は利用料金には含まれません。

※厨房利用無しの場合、連続する日程での利用希望はご相談ください。

6 利用申請の方法

【飲食営業等(厨房利用)を目的とした利用の場合】

- (1) 利用希望日の 3 ヶ月前の月の初日（当該日が休業日の場合は、次の営業日）から電話にて先着順に受付を行います。その際、まちなか工房の利用目的等をお伺いします。

※保健所への申請期間があるため、原則として利用希望日の 1 ヶ月前までに受付

をしてください。

- (2) 前橋市保健所に食品営業許可申請に関する相談を行う。

※申請にあたっては営業開始予定日の 15 日くらい前に必要書類を前橋市保健所へ提出し、食品営業許可を取得する必要があります。ご注意ください。

※詳細は前橋市保健所 HP よりご確認ください。

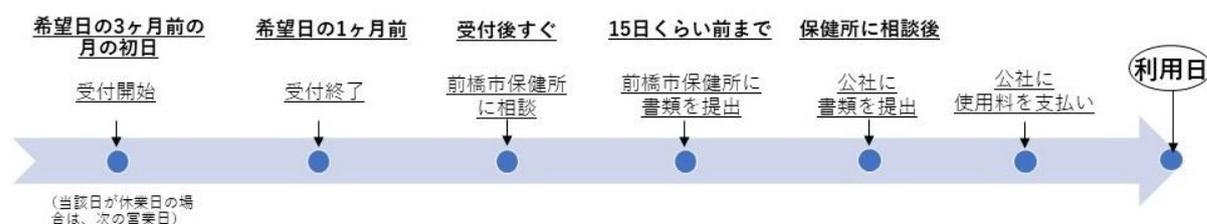
【前橋市保健所 HP】

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kenko/eiseikensa/shinseisho/7/28307.html>

※申請に必要なまちなか工房の図面はまちづくり公社が用意したものをご利用ください。

- (3) 食品営業許可申請後、定型のまちなか工房利用申請書に記載のうえ、まちづくり公社へご提出ください。(郵送可)

厨房利用スケジュール概要



【厨房を利用しない会議等での利用】

- (1) 利用希望日の 1 ヶ月前の月の初日（当該日が休業日の場合は、次の営業日）から電話にて先着順に行います。その際、まちなか工房の利用目的等をお伺いします。
- (2) 利用申請書を受受理后、申請内容を審査のうえ、利用の可否、利用料、条件等を決定し、通知します。

7 利用料のお支払い及び還付

- (1) 利用許可書の発行後、指定の利用料金を指定の期日（指定日が休業日の場合は前営業日）までにお支払いください。
- (2) やむを得ない理由により利用を取り消す場合は、相談に応じます。

8 利用制限

- (1) 公序良俗に反する行為や暴力等の不法行為を行う恐れのある人・団体でないこと。
- (2) 政治的又は宗教的色彩を有していないこと。
- (3) その他管理運営上不適当と認められるもの。

9 まちなかスモールビジネスチャレンジ支援補助金について

前橋市保健所への食品営業許可に係る申請料、工房の使用料について、「まちなかスモールビジネスチャレンジ補助金」が利用できる場合があります。詳細は下記ま

でお問い合わせください。

【問い合わせ先】前橋市にぎわい商業課商業振興係（027-210-2188）

10 注意事項

- (1) 施設管理者の過失によらない事故等は、利用者の責任と負担の下対処すること。
- (2) 利用者は、善良なる管理者の注意をもって本施設及び備品等を利用すること。
- (3) 施設の利用にあたっては、十分な事故防止対策を講じ、安全確保に努めること。
- (4) 施設利用中の一切について、責任を持つこと。
- (5) 騒音等近隣住民に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (6) 施設利用後の清掃については、使用者が責任を持って実施すること。
- (7) 施設利用で発生したごみは使用者が必ず持ち帰ること。
- (8) 施設には専用駐車場はありません。公共交通機関や近隣有料駐車場等の利用をお願いします。なお、駐車料金に関しては、利用者自身でご負担ください。
- (9) 施設の周辺道路は交通規制がありますので、規制に従ってください。
- (10) まちなか工房利用申請書に虚偽の記載があった場合は、たとえ利用時であっても公益財団法人前橋市まちづくり公社の権限において直ちに利用を停止する場合があります。
- (11) 火器取扱いのため、消火器、換気設備等を事前に確認し安全な使用に努めること。
- (12) 飲食営業等(厨房利用)を目的とし食品営業許可を取得した利用の場合、利用終了時には必ず前橋市保健所で廃業の手続きを取ること。